

岐阜県立不破高等学校 非常変災時の対応について

1 令和8年度からの本校の非常変災時の対応

令和8年出水期より、非常変災時の対応を以下の通りとします。

警戒レベル3以上に相当する警報が発表された場合は、自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応を行います。

- ① 揖斐川中流において氾濫警報が発表された場合、全ての生徒は、登校前であれば、自宅や安全を確保できる場所での待機、在校中は学校待機とします。
- ② 氾濫警報以外については、学校周辺の市町村や居住している市町村での警報発表に応じて、自宅待機等の対応をとります。

2 気象警報への対応

(1) 登校前に警報発表

- ① 午前7時以前に警報発表

以下に従い、自宅又は指定緊急避難所等の安全を確保できる場所で待機^{※1}

気象警報	発表河川・市町村	対象生徒
氾濫警報	揖斐川中流	全ての生徒
	上記以外の洪水予報河川	警報が発表されている洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に居住する生徒
大雨、土砂災害、大雪、暴風、暴風雪警報	垂井町・関ヶ原町・大垣市	全ての生徒
	上記以外の市町村	警報が発表されている市町村に居住する生徒

※1 居住地に警報が発表されていなくても、登校に危険が生じる可能性がある時は、安全な場所で待機をしてください。

- ② 午前11時までに警報解除

→2時間後を目安に授業を開始。^{※1}

※1 警報が継続している地域や交通機関の不通や登校に危険が伴う場合を除く。

- ③ 午前11時以降に警報解除

→臨時休業

(2) 登下校中に警報発表

学校又は自宅、避難所等いずれか近い場所に避難

学校到着後に警報発表の場合は警報解除まで学校待機

(3) 在校中に警報発表

- ① 警報発表中は、原則として学校待機とする。
- ② 帰宅は警報解除後を原則とするが、保護者に直接引渡しができる場合は帰宅を認める。
- ③ 学校待機により下校時刻を変更する場合、「すぐる」（連絡アプリ）等にて保護者へ連絡する。
- ④ 警報解除後、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は「すぐる」等にて保護者に連絡をする。
- ⑤ 警報発表が予想される、または発表直後において、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を中止して速やかに下校させることがある。その場合は「すぐる」等にて保護者に連絡をする。

3 地震発生時の対応

(1) 震度5弱以上の地震発生時^{※2}

- ① 登校前に発生

→自宅待機

- ② 登下校中に発生

→広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等に移動

授業の開始等については、学校より「すぐる」等で連絡をする。

自宅が被災した、交通機関の不通、通学路が危険である場合は、登校する必要はありません。

- ③ 在校中に発生

→学校待機の後、保護者への引渡し

- ・引渡しについては、「すぐーる」等で連絡をする。また、自宅への到着確認を実施する。
- ・交通機関の運行状況、道路の通行状況等の安全を確認のうえ下校させる場合がある。その場合は「すぐーる」等にて保護者に連絡をする。
- ・保護者と連絡が取れない、日没までの帰宅が困難な生徒は、学校待機を継続する。

※2 震度4以下であっても、状況によっては、臨時休業や授業打ち切り、保護者引渡し等を実施することがあります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	・休業を原則とする。 休業及び休業期間は、教育長が決定する。 ・休業期間経過後は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とする。
	次のa～cに該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。 待機又は待機場所からの登校については、校長が決定する。 a 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒 b 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる生徒 c 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	・日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震に注意した行動をとり、通常の授業を行うことを原則とする。

(3) 土砂災害（特別）警戒区域について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域では、避難指示が出されることがある。また、大きな地震の発生後は地盤が緩んでいることが想定されるため、気象警報の基準を引き下げて運用することがある。

また、土砂災害警報が発表された際には、土砂災害（特別）警戒区域では事前の避難などが求められることがある。自宅が土砂災害（特別）警戒区域に該当しているかについても必ず確認する。

4 氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）を含む市町村

新たな気象警報の運用に伴い、大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪は、従来通り、市町村単位での発表となるが、河川氾濫については、河川（洪水予報河川）ごとの発表となる。

学校や自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に含まれる場合は、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへの避難となる。

洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）については、【資料】「洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について」を参考にして、各ご家庭にて、必ず確認する。

また、現在、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進される。各市町村のハザードマップ、気象庁のホームページなどで適宜最新の情報を確認する。

参考 気象警報について

令和8年度出水期（5月下旬）から、一部の自然災害に関する警報について、以下の通り、新たに危険警報が新設され、5段階の警戒レベルにあわせて発表されます。

警戒レベルに応じた行動を踏まえ、近隣の避難所への移動や連絡方法等、非常変災時の命を守るための行動について、確認をしていただきますようお願いします。

災害名 レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

「防災気象情報の改善について」（令和7年12月 水管理・国土保全局・気象庁）